

板橋区立学校服務事故再発防止対策委員会からの提言について

令和3年12月、板橋区立学校服務事故再発防止対策委員会を設置した。対策委員会は同年12月から令和4年3月までの間に、再発防止策について協議し、以下の提言を受けた。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 被害を受けた児童生徒の支援 | (3) 告発義務の徹底 |
| (2) 早期発見のための措置 | (4) 教職員等に対する研修の充実 |
| ①情報共有の促進 ②施設の管理 | (5) 児童生徒の対する啓発 |

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について

1 法の趣旨

教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い心理的外傷等を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

2 基本理念

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、
- (1) 全児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行う。
 - (2) 学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行う。
 - (3) 被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行う。
 - (4) 児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行う。
 - (5) 国、地方公共団体、学校その他の関係者の連携の下行う。

3 関係機関の責務

- (1) **地方公共団体の責務**
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止策について、施策を策定し、実施する。
- (2) **学校の設置者の責務**
設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる。
- (3) **学校の責務**
学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速に対処する。
- (4) **教職員等の責務**
教育職員等としての倫理の保持を図り、学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

4 児童生徒性暴力等の定義

- (1) **児童生徒等の定義** ①学校に在籍する幼児・児童・生徒 ②18歳未満のもの
- (2) **児童生徒性暴力等の定義**
 - ①児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
 - ②児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
 - ③児童ポルノ法違反
 - ④痴漢行為又は盗撮行為
 - ⑤児童生徒等に対する悪質なセクシュアルハラスメント

※刑事罰とならない行為も含み、児童生徒等の同意や脅迫の有無は問わない。

子どもへの性暴力等を防止するための取組

1 教育職員等に対する啓発

- (1) **性暴力等に特化した研修の実施**
学校園で働くすべての教職員を対象に、毎年6月及び9月を「わいせつ防止月間」と位置づけ、性暴力等に特化した研修を実施します。全教職員が性暴力等に関する理解を深め、その感度を高めることにより、学校園全体で、性暴力等を防止していきます。
- (2) **セルフチェックシートの実施**
すべての教職員に、毎年6月及び9月の年2回「わいせつ行為確認チェックシート」を実施します。
- (3) **SNS等による児童生徒等との私的なやりとりの禁止**
教職員等と児童生徒等との、SNS等を用いた私的なやりとりについては、禁止とし、業務上やむを得ずSNS等によるやりとりが必要となる場合は、管理職及び保護者の許可を得て、利用目的を明確にしたうえで行うこととします。
- (4) **私物のスマートフォン等の教室への持ち込み禁止**
教職員による私物のスマートフォンやカメラ等の教室への持ち込み及び教育活動への利用は、私的なSNS等のやりとりや盗撮につながる可能性があるため、禁止とします。

2 児童生徒等に対する啓発

- (1) **生命（いのち）の安全教育の推進**
性暴力等の根絶に向けて、子どもたちが性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切に」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。令和4年度は、区内の小学校1校・中学校1校を実践校に指定し、「児童生徒等が性暴力の当事者にならないための指導モデル」を作成していきます。
- (2) **SNS等による教職員等の私的なやりとりの禁止の周知**
児童生徒等のわいせつ行為のきっかけとなり得るSNS等の私的なやりとりの禁止について、周知徹底を図ります。

3 性暴力等を生まない環境づくり

- (1) **物理的死角をゼロにする**
 - ① **特別教室や空き教室の管理**
性暴力等の未然防止のためには、空き教室の解消などの死角を取り除くハード面での改善を図っていくことが重要となります。例えば、別棟に配置されている特別教室等は、死角となるため、性暴力等の発生防止という観点を優先したうえで、死角となるリスクを検証し、配置や管理方法の変更について検討を行います。
 - ② **空き教室等の施錠管理の徹底**
空き教室や普段使用しない特別教室等は、常に死角となる可能性があるため、性暴力等の発生防止のため、使用しないときは施錠を必ず行います。
- (2) **校内の死角チェックポイントの作成**
校内の死角となる部分について、複数の教職員で空き教室はどこか・ドアの窓を隠す掲示物の有無の確認・廊下から教室内が確認できるか等の視点で、校内を巡回し、死角となるチェックリストを作成し、全教職員で共有します。
- (3) **巡回の強化**
管理職は、毎日の校内巡回時に、死角のチェックポイントを必ず巡回し、死角を作らない巡回の強化を図っていきます。
- (4) **密室での「1対1」の指導禁止**
同性異性を問わず、教職員が密室で、児童生徒等に対して1対1の個別指導を行うことは禁止とします。

児童生徒性暴力等の早期発見のための取組

1 早期発見するための相談体制

(1) 校内相談窓口の整備

学校内で校内相談員を選任し、相談窓口を設置し、児童生徒等及び保護者等から性暴力等に関する相談を受け付ける体制を整備します。

(2) 各関係機関の相談窓口の周知

各機関の相談窓口について、校内に掲示するとともに、児童生徒等及び保護者へ周知します。

【相談窓口】

- ① ワンストップ支援センター 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター
「性暴力救援ダイヤルN a N a」 連絡先 03-5607-0799
- ② 東京都教育委員会 第三者相談窓口
連絡先 女性弁護士 070-3163-9003 男性弁護士 080-9418-8245
- ③ 板橋区教育委員会の相談窓口
教育支援センター 学校相談窓口 連絡先 03-3579-2199

2 学校園内での情報共有体制の構築

児童生徒性暴力等に関する相談や事案が発覚した場合には、複数の視点で多角的に事案を検討する必要があるため、まず学校園内において、疑いが生じた時点で、必ず校長及び副校長に情報が共有できるよう、情報共有体制を構築します。

★性暴力等の発生（疑いの場合も含む）

① 教職員による把握

※たとえ「疑いの段階」でも情報を止めない

② 管理職へ報告

・校長及び副校長は必ず情報を共有する。

※「疑いの段階」でも情報を止めることなく、迅速に行動し、必ず情報を共有する。

児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

1 初期対応

(1) 学校園における各教職員の役割

① 事案の疑いが生じた時点での情報共有

教職員は、たとえ「疑いの段階」でも、情報を止めることなく、すぐに管理職に報告します。校長は、副校長と情報を共有し、事案に応じて必要な教職員間で情報共有を行います。

② 被害児童生徒等の安全確保

校長は、被害児童生徒等の安全確保のため、加害行為が疑われる教職員と児童生徒等を速やかに分離します。

児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

③ 被害児童生徒等への初期の聞き取り

事案に応じて、児童生徒等の意向を確認のうえ、被害児童生徒等と信頼があり、話しやすい教職員を同席する等の児童生徒等への配慮を行い、聞き取りを行います。

聞き取りの際の注意点として、仮に誘導的な質問を行った場合、聞き取り者が言った言葉が児童生徒等の記憶を変化させてしまう「記憶の汚染」が起こることがあります。また、聞き取り者が変わること、聞き取りの繰り返しや継続的な聞き取りによる精神的な二次被害が発生する場合があります。

そのため、教職員から児童生徒等への聞き取りを行う際には、「誰が」「どうした」程度の簡易な聞き取りに留め、聞き取り者は、聞き取り内容を正確に記録してください。

聞き取り後、校長は、速やかに板橋区教育委員会事務局指導室へ報告します。

【聞き取りのポイント】

- 「何かあった?」「どうしたの?」と尋ねる
- 児童生徒等の言葉で、自由に回答させる。
- 「誰が」「どうした」程度の情報が得られたら、管理職へ報告する。

(2) 区教委の役割

① 専門家との相談及び告発の検討

区教委は、学校園からの報告内容の検証を行い、追加での聞き取り内容やその方法について、弁護士等の専門家と相談のうえ、学校園と連携して調査を進めています。

また、報告内容を総合的に判断し、犯罪にあたると思われる場合は、躊躇なく警察への告発や相談を行っていきます。

② 被害を受けた児童生徒等への支援

被害を受けた児童生徒等の支援を最優先とし、早急にスクールカウンセラーを配置し、学校園と連携して心理的支援を行っていきます。

③ 学校教育への支援

加害行為が疑われる教職員は、児童生徒等と接触しない環境に置くこととします。

その際、区教委では、学校教育への影響を最小限にするために、指導主事の派遣等を行い、学校教育の支援を行います。

④ 東京都教育委員会への報告

東京都教育委員会へ報告を行い、該当教職員への厳正な処分を求めます。

2 中・長期的対応

(1) 児童生徒等への継続的支援

被害を受けた児童生徒等は、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷やその他の心身に対する影響が継続するため、区教委と学校が連携し、スクールカウンセラーの配置等の児童生徒等への支援を継続的に行っていきます。

(2) 再発防止策の検討

発生した性暴力等の事案について、発生原因及びその再発防止策について、外部の専門家等を交えた委員会を設置し、再発防止策の検討を行います。

(3) 教職員に対する研修・意識啓発

学校で働くすべての教職員を対象に、発生した事案を踏まえた研修を行い、すべての教職員で、児童生徒等を性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意を共有し、わいせつ行為の根絶を図っていきます。

(4) 児童生徒等への意識啓発

子どもたち自身が、性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないため、生命（いのち）の安全教育を継続的に実施して、子どもたちへの意識啓発を行うことで、わいせつ事故の未然防止を図っていきます。